

富士河口湖町

1 訪問型サービス(独自)サービスコード(令和8年6月1日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		1176 単位	39	1日につき		
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		2349 単位	77	1日につき		
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321 訪問型独自サービス13日割	3727 単位	123	1日につき			
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	37 単位減算	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	37 単位減算	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算			
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算		200	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算		100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算		200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算		50	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の270/1000加算		1月につき	
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の287/1000加算			
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の249/1000加算			
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の266/1000加算			
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の207/1000加算			
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の170/1000加算			

※ 合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。  
同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

富士河口湖町

4 通所型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A6 1111	通所型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798 単位	日割の場合 59 単位	1,798 1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割				59 1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス12	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2 3,621 単位	日割の場合 119 単位	3,621 1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス12日割				119 1日につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18 単位減算	-18 1月につき	
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割				1 単位減算	-1 1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12				事業対象者・要支援2 36 単位減算	-36 1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					1 単位減算
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18 単位減算	-18 1月につき	
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1日割				1 単位減算	-1 1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12				事業対象者・要支援2 36 単位減算	-36 1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					1 単位減算
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		日割の場合 5 加算	5 1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5 加算	1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5 加算	1回につき
A6 8105	通所型独自サービス同一建物減算				事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合
A6 8106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業対象者・要支援2 752 単位減算	-752 1月につき			
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47 片道につき
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100 1月につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240 1月につき
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ栄養アセスメント加算			50 単位加算	50 1月につき
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ栄養改善加算			200 単位加算	200 1月につき
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト口腔機能向上加算Ⅰ	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150 1月につき
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ト口腔機能向上加算Ⅱ	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160 1月につき
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ一体的サービス提供加算			480 単位加算	480 1月につき
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リサービス提供体制強化加算Ⅰ	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88 単位加算	88 1月につき	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ	リサービス提供体制強化加算Ⅱ	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 176 単位加算	176 1月につき	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ	リサービス提供体制強化加算Ⅲ	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 72 単位加算	72 1月につき	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ	リサービス提供体制強化加算Ⅳ	(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2 144 単位加算	144 1月につき	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ	リサービス提供体制強化加算Ⅴ	(5)サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1 24 単位加算	24 1月につき	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ	リサービス提供体制強化加算Ⅵ	(6)サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 48 単位加算	48 1月につき	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100 1月につき
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ヌ生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200 1月につき
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20 1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	ル口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5 1回につき
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000 加算		
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅱ	利用定員が19人以上の場合	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の120/1000 加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅲ	利用定員が19人以上の場合	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の109/1000 加算		
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅳ	利用定員が19人以上の場合	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)ロ 所定単位数の118/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅴ	利用定員が19人以上の場合	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)イ 所定単位数の99/1000 加算		
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅵ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅵ	利用定員が19人以上の場合	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)ロ 所定単位数の83/1000 加算		
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅶ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅶ	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)イ 所定単位数の117/1000 加算		
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅷ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅷ	利用定員が19人未満の場合	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)ロ 所定単位数の127/1000 加算		
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅸ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅸ	利用定員が19人未満の場合	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)イ 所定単位数の115/1000 加算		
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅹ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅹ	利用定員が19人未満の場合	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)ロ 所定単位数の125/1000 加算		
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅺ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅺ	利用定員が19人未満の場合	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)イ 所定単位数の105/1000 加算		
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅻ	ワ介護職員等処遇改善加算Ⅻ	利用定員が19人未満の場合	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)ロ 所定単位数の89/1000 加算		

定員超過の場合(令和8年6月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259 1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超				41 1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超				2,535 1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超				83 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259 1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠				41 1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・欠				2,535 1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠				83 1日につき

※ 合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。